

ワーキングペーパー投稿規程

平成30年9月7日施行

(目的)

第1条 非営利法人研究学会は、研究成果を迅速に社会に公開することで、非営利分野の発展に寄与することを目的として、ワーキングペーパーを発行する。

(投稿者)

第2条 会員並びに会員との共同執筆者は、ワーキングペーパーを投稿することができる。但し、投稿は年に2回までとし、既に他の媒体に掲載されたものは投稿できない。

(投稿の方法)

第3条 投稿者は、事務局に印刷見本及びデータをメール又は郵送にて提出する。

(発行の決定)

第4条 事務局長は、投稿されたワーキングペーパーが本規程に反しないものであるかを確認したうえで、発行の可否を決定する。

2 事務局長は、掲載されたワーキングペーパーに関して何らかの問題が生じた場合には、公開を取りやめることができる。

(執筆に関する規程)

第5条 執筆の形式に関しては、本規程に定められた事項を除き、学会誌の執筆要項に準ずるものとする。但し、段組み等、レイアウトに関しては原稿データに従う。

(印刷部数)

第6条 ワーキングペーパーは、10部までは本学会の負担により印刷し、それ以上の場合は1部につき300円を本人が負担することとする。また、頁数が12頁を超過する場合は1部につき、2,000円を徴収する。

(著作権)

第7条 投稿されたワーキングペーパーの著作権及び版権は執筆した投稿者に属し、著作権上の問題が発生した場合、著者が責任をもって対処する。

(ホームページ等での公開)

第8条 発行されたワーキングペーパーは、原則、本学会のホームページに掲載して公開する。ただし、投稿者本人が公開を希望しない場合は掲載しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、平成30年9月7日より施行する。